



®

令和2年 3月23日(月)
(2020年)

No. 15135 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

審決取消請求事件

「流体圧シリンダ及びクランプ装置」事件－補正により削除された事項が、発明の課題解決のため
の主たる手段であった。⇒新規事項追加(補正×)と判断された事例。[上](全2回)

－平成31年(行ケ)第10026号、令和元年12月11日判決言渡(鶴岡裁判長)－

【本稿の概要】

補正・訂正・分割要件については、除くクレームの訂正を認めて29条の2違反無しとした無効審判請求を不成立とした審決を維持した知財高判大合議平成18年(行ケ)第10563号「ソルダーレジスト」事件が、「『明細書又は図面に記載した事項』とは、当業者によって、明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、補正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は、『明細書又は図面に記載した事項の範囲内において』するものといえることができる。」という規範を定立した。この規範は、除くクレームに限ら

すべてはクライアントのために

All for Our Clients

住友特許事務所

所長 弁理士	住友 慎太郎※	弁理士	石原 幸信
弁理士	浦 重剛	弁理士	市田 哲
弁理士	苗村 潤※		(※ 特定侵害訴訟代理可)

〒532-0011 大阪市淀川区西中島6丁目1番1号 新大阪プライムタワー20F
TEL (06) 6302-1177(代) FAX (06) 6308-4126
E-mail: info@sumi-pat.com(代表) URL: <http://www.sumi-pat.com>